

社 労 連 第 359 号

令和元年 5 月 14 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 大 西 健 造

(公 印 省 略)

厚生労働省「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」
の改訂について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長、健康局長及び職業安定局長より、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の改訂について、別添のとおり周知依頼がございました。

同ガイドラインについては、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を憎悪させることがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた事業場における取組をまとめたものであり、今改訂においては「企業・医療機関連携マニュアル」を分冊化し、事例編の充実等が図られています。

当連合会といたしましては、本ガイドライン等が活用されることにより、企業において、労働者の治療と職業生活の両立に係る取組みを推進されるとして、広く周知を行いたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては連合会ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：社労士制度推進戦略室戦略課)